

環境経営レポート



2019年度 活動報告書

2019 年 10 月 1 日 ～ 2020 年 9 月 30 日



株式会社中遠電気

発行日 2020 年 12 月 1 日

目 次



1. 事業概要
2. 企業理念・環境経営方針
3. EA21実施体制
4. 2019年度 実績及び環境経営目標
5. 2019年度 環境経営計画
6. 数値実績経過(グラフ)
7. 環境関連法規の遵守
8. 環境関係緊急対応訓練
9. 環境経営活動の実績
10. 環境経営活動の取組結果
11. 代表者による全体の評価と見直し・指示
12. 2020年度 環境経営計画案

1.事業概要



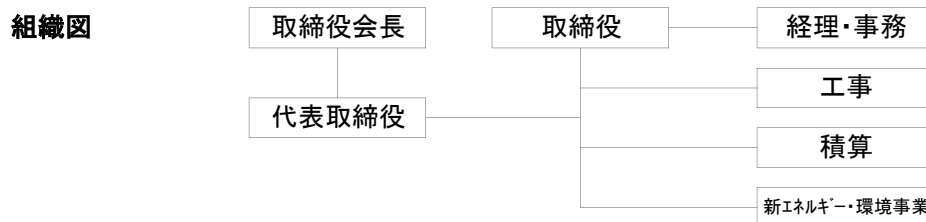
事業者名 株式会社 中遠電気
代表取締役 中村 共孝

設立 1977年4月(昭和52年4月)

資本金 2,000万円

所在地 〒436-0017
静岡県掛川市杉谷1-13-4

事業内容 [電気工事業] 電力会社工事委託店、電灯・動力設備設計・施工、
[新エネルギー・環境事業] 太陽光発電設備施工・管理、冷媒回収事業



事業の規模

工事件数	536件
売上高	303百万円
従業員	17人
床面積	475.11㎡

許可・登録

建設業許可	電気工事業	静岡県知事許可 般-2 第9141号
許可年月日	2020年7月30日(更新)	有効期限 2025年7月29日
産業廃棄物収集運搬業許可		静岡県知事第02201171654号 ※自社運搬のみ
許可年月日	2018年5月20日(更新)	有効期限 2023年5月19日
第一種フロン類充填回収業者	登録番号	静岡101344
登録年月日	2016年10月21日(更新)	有効期限 2021年11月24日

主な保有資格

1級電気工事施工管理技士	5名
2級電気工事施工管理技士	1名
第一種電気工事士	8名
第二種電気工事士	5名

エコアクション21

事業活動 電気工事業(電力会社工事委託店、電灯・動力設備設計・施工、
太陽光発電設備施工・管理)、冷媒回収事業

対象事業所 本社(全域・全組織)

認証・登録日 2006年10月6日

更新・登録日 2018年10月6日

有効期限 2022年10月5日

環境保全関係の担当者連絡先

EA21環境管理責任者 永田幸世
TEL 0537-24-3410 FAX 0537-24-6328
E-mail: satin-n@chuen-denki.com

2.企業理念

- 1 当社は、主に建設に伴う電気設備工事を通し、二酸化炭素の排出削減を図り、地球環境の保全と改善に積極的に取り組み、地域社会の発展に貢献する。
- 2 社会の信用とお客様の信頼を基に会社の発展を目指す。
- 3 お客様に、省エネルギー・経費削減を目的とした環境にやさしい技術と商品を提供し、高品質・低コストを目指す。
- 4 私達は、社会の一員であることを常に認識し、社会奉仕の使命を果たします。

環境経営方針

- 1 環境保全活動を推進する為に、エコアクション21に積極的に参加し運用と維持を確実にする。
- 2 事業活動による環境への影響を配慮し、技術・経済的に可能な範囲で目標を定め環境保全活動の継続的な改善に努める。
- 3 環境保全に関する法規等を遵守し、技術の変化、社会の変化に的確に対応します。
- 4 事業活動において環境負荷の低減と環境改善を図る為に、次の事項について重点的に取り組む。
 - (1)設備工事に伴う廃棄物の発生抑制と、リサイクルの促進。
 - (2)地球資源保護のため、常に業務用車両の効率的な利用の推進を図ると共に、事務所の消費電力の削減と紙資源の節約、節水に取り組み、省エネルギーと排ガスの減少による二酸化炭素の削減、化学物質を適正に管理する。
 - (3)設備工事を通し環境に配慮した工法を採用し、フロンガスの回収業務の拡大と、新エネルギー(太陽光・風力発電)の導入と普及推進、省エネルギー・新技術・新工法によるグリーン調達の採用促進。
- 5 環境経営方針の周知徹底、環境情報の提供や社会奉仕の推進をして、社員全員のコミュニケーションを図り環境意識の向上に努める。

作成 2005年8月25日

改訂 2015年 10月30日

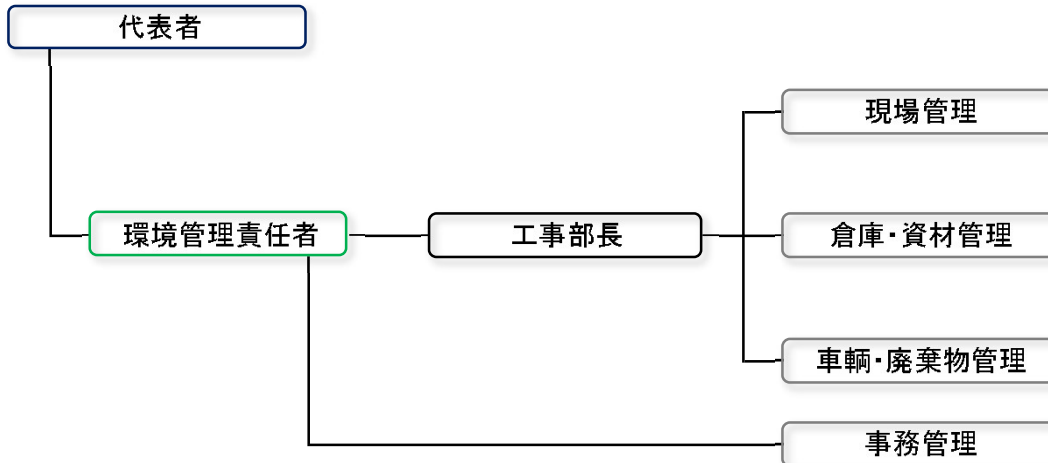
代表取締役

中村 共孝

3.EA21実施体制



◎ エコアクション21代表者



《 役割分担表 》

代表者	1.環境経営方針を策定し、環境経営目標及び環境経営計画を宣言する。 2.環境経営目標及び環境経営計画の実施に必要な資源(人的・物的・財的)の確保。 3.環境管理責任者の任命。 4.実施体制の構築と全従業員への周知。 5.経営における課題とチャンスの明確化。 6.環境経営全体の取組状況及びその効果を評価、必要な指示を実施。 7.環境経営レポートの承認。 8.EA21の運用上の最高責任者。
環境管理責任者	1.環境経営システムの構築及び運用。 2.環境への負荷の自己チェックシートの作成。 3.環境教育、緊急事態訓練、奉仕活動の計画と実施。 4.代表者への取組状況の報告。 5.環境経営レポートの作成。
工事部長	1.従業員の役割の把握と管理。 2.環境経営目標達成のための従業員への指導と声掛け。 3.環境経営目標達成のために、必要に応じて活動内容の改善点の提案。
従業員	1.企業理念・環境経営方針を理解し、積極的に実行する。 2.環境教育、緊急事態訓練、奉仕活動等に積極的に参加する。 3.環境経営目標達成のために、必要に応じて活動内容の改善点の提案。

4.2019年度 実績及び環境経営目標



二酸化炭素排出量、廃棄物最終廃棄量、排水量、他環境経営目標の来年度以降の目標を下記のように設定する。

☆2019年度実績及び2023年度迄の目標値

年 度			2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
二酸化炭素 排出量	実績	総排出量(kg-CO2)	46199	44174	47446	58641				
	目標	総排出量(kg-CO2)	47223	45737	43732	46972(1%)	58054(1%)	57468(2%)	56881(3%)	56295(4%)
	実績	売上高あたり(kg-CO2/億円)	28170	18405	17066	19353				
	目標	売上高あたり(kg-CO2/億円)	16986	27888	18221	16895	19159	18966	18772	18579
◎二酸化炭素排出量 内訳										
電気	実績	総排出量(kg-CO2)	7064	7104	6571	6642				
	目標	総排出量(kg-CO2)	6948	6993	7033	6505(1%)	6575(1%)	6509(2%)	6442(3%)	6376(4%)
ガソリン	実績	総排出量(kg-CO2)	32701	30557	34013	43667				
	目標	総排出量(kg-CO2)	35181	32374	30251	33673(1%)	43230(1%)	42793(2%)	42356(3%)	41920(4%)
軽油	実績	総排出量(kg-CO2)	6410	6485	6839	8322				
	目標	総排出量(kg-CO2)	5077	6346	6420	6771(1%)	8238(1%)	8155(2%)	8072(3%)	7989(4%)
廃棄物 排出量 (中間処理)	実績	総廃棄量(kg)	5460	4420	4940	8710				
	目標	総廃棄量(kg)	-	4940	3900	4420	7670	6630	5590	4550
	実績	売上高あたり(kg/億円)	3329	1841	1776	2874				
	目標	売上高あたり(kg/億円)	-	3012	1625	1590	2531	2188	1844	1501
総排水量 (水使用量)	実績	総排水量(m ³)	156	164	155	154				
	目標	総排水量(m ³)	166	154	162	153(1%)	152(1%)	150(2%)	149(3%)	147(4%)
	実績	売上高あたり(kg/億円)	95	68	56	50				
	目標	売上高あたり(kg/億円)	70	94	67	55	50	49	48	48
資源投入量 (電線)	実績	(kg)	3429	3465	3075	4394				
	目標	(kg)	6836	3394	3430	3044(1%)	4350(1%)	4306(2%)	4262(3%)	4218(4%)
省エネ関連 設備の設置	実績	(件数)	138	149	158	213				
	目標	(件数)	100	139	150	160(1%)	215(1%)	217(2%)	219(3%)	221(4%)

※2019年度の目標値の基準値は2018年度の実績。2020年度からの基準値は2019年度の実績。

※電力の排出係数は、2018年度から2017年度中部電力CO2調整後排出係数 0.472(kg-CO2/kWh)を使用。

※2017年度から、混合廃棄物の分別と減量を目指すため、廃棄物排出量を中間処理(混合廃棄物排出量)としました。

☆化学物質の適正管理

2018年度実績 : PRTR該当物質使用量 17.45Kg。

2019年度実績 : PRTR該当物質使用量 31.22Kg。

2020年度以降目標 : 引き続き塗料等の管理、整理整頓をする。使用できないものは適正に処分する。

☆目標・実績グラフ



6. 数値実績経過(グラフ)

2019年度



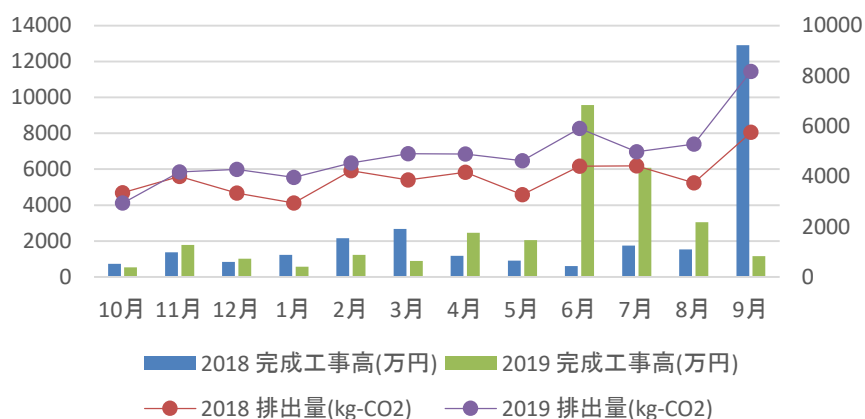
2019年度(2019年10月～2020年9月)の月間実績は下記の表になります。

2019年度の1年間は現場が富士、御殿場と遠方のため、ガソリン購入量が増えてます。それに伴い二酸化炭素排出量もまた増加してます。

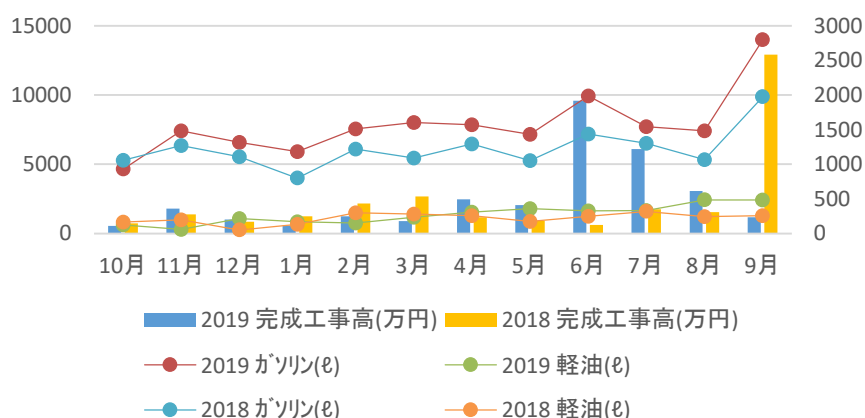
二酸化炭素排出量とガソリン購入量が同じ曲線になっていることから、アイドリングストップやエコドライブが環境保全につながる事が分かり、従業員一同、日々の業務に心がけて取り組みます。



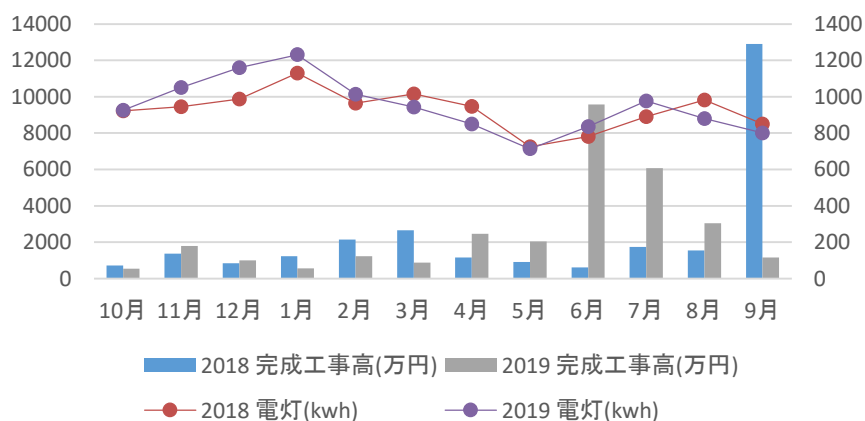
二酸化炭素排出量

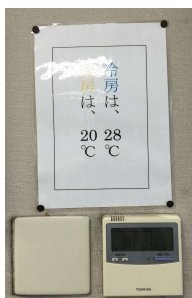


ガソリン・軽油

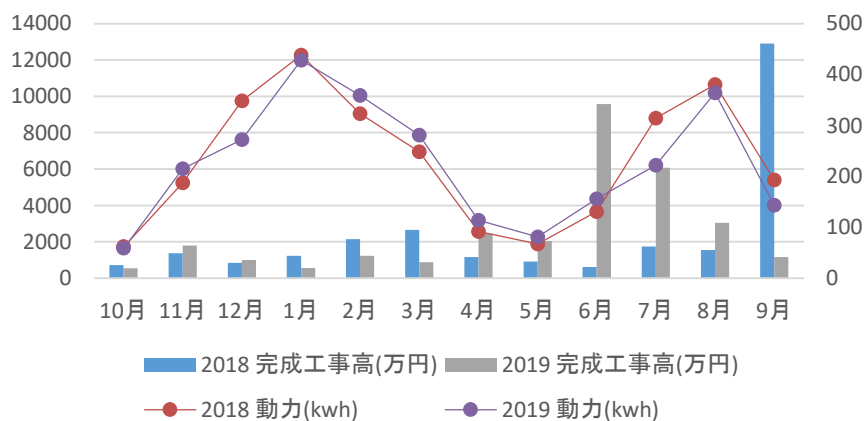


電 灯

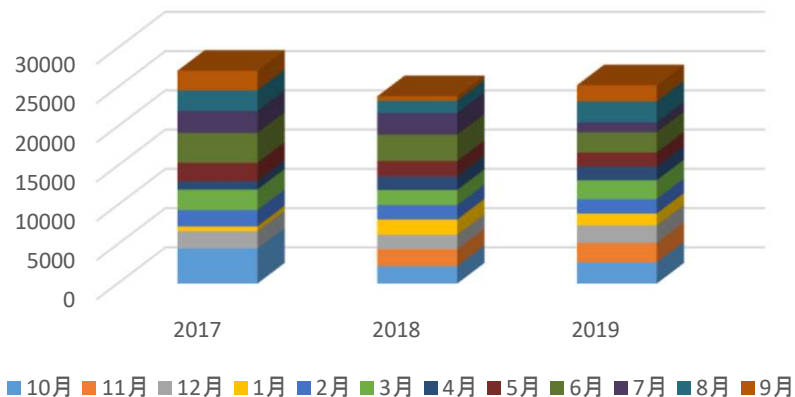




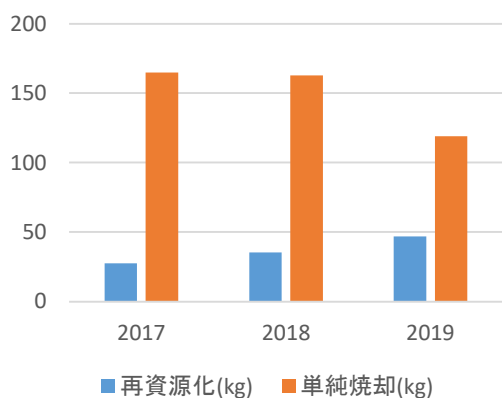
動 力



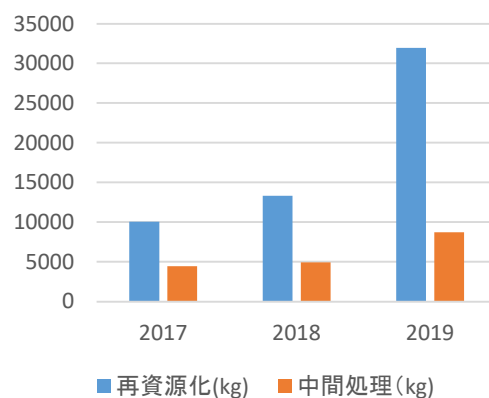
A4コピー用紙



一般廃棄物



産業廃棄物



7.環境関連法規の順守



【違反・訴訟等の有無】 関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟は過去3年間ありませんでした。

遵法評価実施日 2019年度 2020年10月30日

法令・条例・通達名	法令・施行令・基準等	該当条項	遵守すべき内容(義務)	遵守評価
建設リサイクル法 建設工事に係わる 資材の再資源化等に 関する法律	再資源化すべき特定建設資材 1. コンクリート 2. コンクリート及び鉄からなる建設資材 3. 木材 4. アスファルト・コンクリート 再分別解体等 建設業を営む者の責務 再生資源の使用 建設対象工事の届出	法第2条第5項 政令第1条 法第2条の2 法第5条、 第6条 法第10条	分別の実施 分別の教育 ・分別解体等の実施 ・再資源化等の実施 ・再資源化によって得られたものの使用等の推進 ・発注者または自己施行者は工事 着手7日前までに届出 ・書面で報告、再資源化実施状況、記録の保管	○
	発注者への報告	法第18条		
廃棄物の処理及び清 掃に関する法律 (略称:廃棄物処理法) 静岡県産業廃棄物の 処理に関する条例	廃棄物の削減	第3条	廃棄物の発生抑制 発生抑制対策の強化・不適正処理対策・施設整備等 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において 適正に処理	○
	廃棄物の適正処理の確保	第3条第1項		○
		第3条第2項	排出事業者は、再生利用による廃棄物の減量化など に努める	
		第3条第3項	廃棄物の減量化や適正処理のために講じられる国 地方公共団体の施策に協力	
	産業廃棄物の保管基準	第12条第5項第12 条の2 第5項	排出事業者の責務は、廃棄物が最終処分されるま で続く	○
		第12条2項	産業廃棄物が運搬されるまでの間、生活環境上支 障のないように社内保管 廃棄物の保管基準(令第3条1項) 保管場所の周囲には囲いを設け、見やすい箇所に 掲示板(60×60cm以上)を設置(規則第8条)	
		静岡県条例第8条	産業廃棄物を排出する事業場は事業場ごとに「産業 廃棄物管理責任者」を選任	
	産業廃棄物の処理委託基準	第12条	産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する 場合には産業廃棄物処理業者に委託し適正処理 産業廃棄物の委託基準 ・運搬および処理の委託は、産業廃棄物の運搬を 業として行うことができる者であって、委託しようと する産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含ま れる ・運搬又は処分の委託契約は書面により行う ①委託する産業廃棄物の種類及び数量 ②委託契約書の有効期間 ③委託者が受託者に支払う料金 ④受託者が産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃 棄物処分業者である場合にはその事業の範囲 ⑤委託した産業廃棄物の適正処理のために必要 情報 ・委託契約書には、次の書面を添付 運搬を委託するとき 収集運搬業の許可証の写 処分を委託するとき 処分業の許可証の写し ・委託契約書及び添付書面は、契約の終了の日から 5年間保存	○
		第8条の23、25 県条例第10条	産業廃棄物の処理を委託する場合には、委託先を 実地に確認しなければならない ・1年に1回以上定期的に実施 ・処理される施設状況、処理状況、帳簿等保存状況 ・実地確認結果を記録し記録した日から5年間保 存	○
	産業廃棄物管理責任者の設置	第18条 県条例第8条	産業廃棄物を排出する事業者は「産業廃棄物管理 責任者」を選任する	○
産業廃棄物管理票 (マニフェスト)の交付 産業廃棄物管理票の確認	産業廃棄物管理票の交付	法第12条の3・	産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に は産業廃棄物処理業者にに対し、産業廃棄物管理票	○
	産業廃棄物管理票の確認	法第12条の5	(マニフェスト)を交付し、適正に最終処分されたことを確認 紙マニフェストの交付方法 ・運搬受託者又は処分受託者から送付される管理 票の写し ①管理票交付(又は登録)の日から90日以内に 管理票の写しの送付を受けないとき ・管理票の送付を受けた日から5年間保存	
	産業廃棄物管理票交付等状況報告書の報告	法第12条の3 第6項	2019年度 マニフェスト発行及び保管 (産廃 17枚、工事 15枚) 毎年4月から翌年3月までの1年間に交付した管 理票の状況を6月30日までに県知事に報告	○
エネルギーの使用の合 理化に関する法律 (略称:省エネ法) (略称:省エネ法)	① エネルギー使用の合理化義務	第4条	エネルギーの合理化に努める	○
	② 事業者の判断の基準の遵守	第5条		
	指導及び助言	第6条	主務大臣は実施について必要な指導助言をする	
温対法 (地球温暖化対策の 推進に関する法律)	温室効果ガスの排出抑制に努める	「エコアクション21」 要求項目	エネルギー使用量の削減 記録の保管 電力の使用量削減(節電) 燃料の使用量削減 水使用量の削減	○
道路交通法	(道路の使用の許可) ・次のいずれかに該当するときは、所轄警察署 長の許可を受けなければならない。 ①道路において工事又は作業を行なおうとする 者又は工事・作業の請負人 ④公安委員会が定めたものをしようとする者		低騒音設備機器 低振動設備機器 の認定	○

法令・条例・通達名	法令・施行令・基準等	該当条項	遵守すべき内容(義務)	遵守 評価
道路運送車両法	(日常点検整備) 自動車の使用者は、適切な時期に、日常的に点検すべき事項について、自動車を点検しなければならない (定期点検整備) 自動車運送事業用及び車両総重量8トン以上の自家用自動車は3月ごとに点検 自家用有償旅客運送用及び有償で貸し渡す自家用自動車は6ヶ月ごとに点検 上記以外は1年ごとに点検 (点検整備記録簿) 点検整備記録簿を当該自動車に備え置く			○
浄化槽法	浄化槽の保守点検及び清掃 保守点検 3回/年 清掃 1回/年	法第10条第1項 施行規則第6条	保守・点検 4回/年 清掃 1回/年	○
	法定検査(水質の関する検査) 1回/年	法第11条第1項	2019年12月13日に検査予定	○
フロン排出抑制法	特定製品の冷媒フロン類のみだり放出禁止 《充填回収業者》	法第86条 第27条第1項、 第30条第1項 第31条第1項 第33条第1項 第35条第1項 第37条第3項、 第39条第3項、 第44条第2項 第37条第4項、 第39条第6項 第38条第1項、 第40条第1項 第45条第1、2項 第39条第5項、 第44条第1項 第46条第1項 第47条第1、3項 第47条第2項 第59条第3項、 第70条 第74条第2項 第46条第2項 法第16条	特定製品の冷媒フロン類のみだり放出をしない。 登録、更新 登録変更の届出 廃業等の届出 登録の取消し 充填・回収基準の遵守 充填・回収証明書の交付 情報処理センターの充填・回収情報登録 引取証明書の交付・写しの保存 回収フロン引取義務 フロン類引渡義務 充填量・回収量等に関する記録の保存、報告 充填量・回収量に関する記録の閲覧 再生・破壊証明書の回付・保存 フロン類回収等の料金説明 運搬基準の遵守 簡易点検の実施	○
PCB廃棄物特措法	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の基準 事業者の責務 期間内の処分	第三条 第十条	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理 高濃度PCB廃棄物の処分の義務付け 当社はPCB廃棄物の保管なし 工事(PCB調査)では、適正処理	○
資源有効利用促進法	資源の有効利用の確保、廃棄物の発生抑制、 環境の保全、使用済物品等及び副産物の発生抑制、 再生資源及び再生部品の利用の促進	第四条第1項	再生資源及び再生部品を利用するよう努める 廃棄パソコンは購入時に業者(メーカー)に引き渡す (事業系パソコンリサイクルはメーカーが行う仕組み)	○
家電リサイクル法	一般家庭や事務所から排出された、下記家電製品の 有用な部分や材料のリサイクルと廃棄物の減量 ・エアコン ・テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ) ・冷蔵庫・冷凍庫 ・洗濯機・衣類乾燥機 事業者及び消費者の責務	第六条	特定家庭用機器の長期間使用、排出を抑制、 再商品化等の確実な実施、費用の負担 【廃棄方法】 ①新しい製品への買替→購入する小売業者へ引取を依頼する。 ②処分する製品を購入した小売業者へ引取を依頼する。 ③産業廃棄物収集運搬業者に委託又は排出者事業者 自ら指定引取場所への運搬を行い、製造業者等に引き渡す。 (郵便局で家電リサイクル券を用いてリサイクル料の支払い を済ませてから指定引取場所に運搬する)	○
自動車リサイクル法	使用済自動車に係る廃棄物の減量、再生資源及び 再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る 廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保 自動車の所有者の責務 使用済自動車の引渡義務 再資源化預託金等の預託義務	第五条 第八条 第七十三条	自動車の長期間使用 再資源化等の実施に配慮して製造された自動車の購入 使用済自動車の再資源化等を促進するよう努める 自動車の所有者は、使用済自動車を引取業者に 引き渡さなければならない 自動車の所有者は、自動車の購入時に再資源化等預託金として 資金管理法法人に対し預託しなければならない	○

☆産業廃棄物処理委託先実地確認

実地確認の実施年月日	2020年 6月 25日(木) AM10:00	実地確認の実施年月日	2019年 6月 25日(木) PM2:00
実地確認先	事業者名 リサイクルクリーン浜北(有) 事業場名(施設名)及び住所 浜松市浜北区平口5546-1 対応者(役職及び氏名) 代表取締役 西尾秀明	実地確認先	事業者名 中遠環境保全(株) 事業場名(施設名)及び住所 破砕、切断施設 掛川市本所字等ヶ谷1367番1 対応者(役職及び氏名) 産廃部営業課長 三浦 勉
実地確認を行った者	EA21環境管理責任者 永田幸世	実地確認を行った者	EA21環境管理責任者 永田幸世
実地確認の結果の評価 (委託契約の適否等)	A	実地確認の結果の評価 (委託契約の適否等)	A

◎(有)リサイクルクリーン浜北 実地確認写真



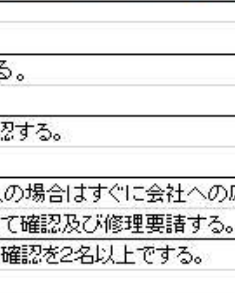
◎中遠環境保全(株) 実地確認写真



8.環境関係緊急対応訓練



☆車両からのオイル漏れ（2020年8月5日）

訓練実施年月日	2020 年 8月 5日		14時 30分 ～ 15時 00分	
訓練実施場所	駐車場内		訓練指揮・指示者	社長
訓練実施参加人数	10人			
想定訓練名	会社の高所作業車のエンジンルームからオイル漏れ			
緊急対応想定	駐車場でのオイル漏れ			
状況の設定	被害想定		現場へ移動しようとした時に、高所作業車からのオイル漏れを発見。	
対応手順	順	行動手順	訓練対応状況	課題点
オイル漏れ発見 目視確認・量	1	・車の下部の点検 ・どこから漏れているか ・周りに漏出していないか ・側溝に流れ込んでいないか ・漏れ口の傷が大きいのか	☆緊急液漏れセット 	・どこから漏れているのかしっかり確認する
連絡	2	・事務所に連絡して 応援要請		
漏れの拡散防止	3	・車に積んである緊急液漏れセットを 取出し、こぼれたオイルの上に オイルキャッチをまんべんなく振り掛け、 オイル吸収シートでも抑える ・側溝に近い場合は側溝沿いに ウェスを敷く ・油粘土・ガムテープ等で漏れの元 を塞ぐ		・漏れ元の処理の確認をする
片づけ	4	・オイルキャッチ・吸収シートにオイルが 吸収されたら、ほうきで集めて 燃えるゴミとして処理する ・オイル処理後はECOクリーンを スプレーし汚れた後を清掃・洗浄 し後水で流す(93.3%生分解)		
修理要請・連絡先	5	・ウェスで漏れている個所の 確認をして要修理かを判断 連絡先: くわたか自動車 0537-24-6015 訓練の反省 ・1人の時にオイル漏れが起きた場合は、 すぐに会社へ連絡して応援要請する。		・原因が分かっても 分からなくても 修理先に原因確認 及び修理要請する
手順書見直しなどの記録				
対応手順について	・各自手順の確認をして緊急事態に備える。			
緊急対応備品について	・緊急液漏れセットが全車両に常備されているか確認する。			
連絡などについて	・緊急事態は突然起きるので、落ち着いた対応1人の場合はすぐに会社への応援要請をする。 ・原因が分かっても、分からなくても修理先に電話して確認及び修理要請する。			
その他	・毎朝、出かける前に運行前点検、積荷落下防止の確認を2名以上でする。			

☆地震訓練（2020年9月29日）

訓練実施年月日	2020 年 9 月 29 日	7 時 55 分 ～ 8 時 25 分	
訓練実施場所	自社事務・駐車場内及び現場		
訓練実施参加者	10名	訓練指揮・指示者	社長
想定訓練名	地震発生 緊急対応訓練		
緊急対応想定	朝礼後各自作業中		
状況の設定	被害想定	朝礼後(各自作業中)に震度5の地震発生！棚の転倒、ガラスの破損等	



☆消火訓練（2019年8月3日）

訓練実施年月日	2019 年 8 月 3 日	8 時 30 分 ～ 9 時 00 分	
訓練実施場所	自社駐車場		
訓練実施参加者	12名	訓練指揮・指示者	社長
想定訓練名	消火器の使い方実地訓練		
緊急対応想定	想定発生時間帯	各自作業中 午前9時ころ	
状況の設定	被害想定	工事現場での火災発生。火が大きくなる前に全員で協力して初期消火にあたる。	



9.環境経営活動の実績



・太陽光発電を屋根に設置してます。発電した電気は会社周辺の歩道を照らす照明灯に使用し、地域の安全・安心に微力ながら貢献しています。

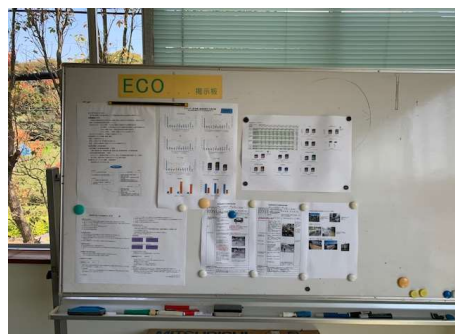
・屋根は遮熱塗料で塗装し、窓には緑のカーテンを行ってます。



・倉庫内にセンサー付き照明器具を取付、消灯確認・アイドリグストップ等の表示、使用していない箇所や昼休みの消灯を徹底したいです。



・裏紙専用のプリンタを設け、より積極的に紙類の節減に努めています。



・環境情報を社員に伝達するための環境掲示板を設けてます。



・安全大会(講習会・ミーティング)を行い、環境及び安全に対し社員教育を行ってます。

☆自治体等が開催する環境活動、ボランティアへの参加



・2019年10月17日 掛川
法人会掛川支部
第21回クリーン作戦に参加しました。



・2020年2月1日 小さな
親切運動「第1回クリーン
作戦」
に参加しました。

☆環境コミュニケーション



・2020年9月23日 従業員によるクリーン作戦を行いました。

☆新エネルギー(太陽光・風力発電)施工の完成写真



10.環境経営計画の取組結果



PLAN			CHACK		ACTION
取組内容	主担当	取組項目	評価 ○△×	実施後の確認・評価	今後の活動への課題・実施追加項目
◎ 環境に配慮した事業活動					
省エネ機器・工法の提案 LED照明・省エネAC等の提案	社長	・LED照明への切替の提案等をする。 ・太陽光、風力発電等の新エネルギー設置の推進。	○	・LED照明への切替の提案、省エネ設備の設置工事を積極的にこなした。	・LED照明への切替の提案等をする。 ・太陽光、風力発電等の新エネルギー設置の推進。
フロンガス回収・業務拡大	社長	・フロンガス回収時の記録を必ずとる。	○	・フロンガスの回収の記録及び再生・破壊業者への引渡も適正。	・引き続き回収の記録や処理を適正に行う。
フロン類回収量の報告	永田(事務)	・5月に回収量の報告をする。	○	・4月に回収量の報告をした。早目の提出でよい。	・毎年5月に回収量の報告をする。
◎ 二酸化炭素排出量削減					
電灯:倉庫・事務所の無人箇所・休憩時の消灯	永田(事務)	・無人箇所・休憩時の消灯。気が付いた者が消す。	○	・無人箇所・休憩時の消灯がほとんどできている。	・無人箇所・休憩時の消灯。時々倉庫の電気がついていたりするので、意識して気が付いた者が消すようにする。
動力:エアコン温度設定 冷房28℃暖房22℃	永田(事務)	・エアコン温度設定(冷房28℃暖房22℃) ・夏は緑のカーテンやブラインドカーテンを使用して温度調節する。 ・各自できる範囲でのクールビズ・ウォームビズをする。	○	・各自がウォームビズ・クールビズを実施し、エアコン温度設定を守ることができている。	・エアコン温度設定(冷房28℃暖房22℃) ・夏は緑のカーテンやブラインドカーテンを使用して温度調節する。 ・各自できる範囲でのクールビズ・ウォームビズをする。
動力:エアコン簡易点検(清掃)	永田(事務)	・年に4回(10、1、4、7月)清掃する。	○	・年に4回(10、1、4、7月)清掃しました。	・点検清掃の時期が遅れないようにする。
アイドリングストップ	永田	・朝礼等での声掛け。 ・同乗者間の注意。	○	・アイドリングストップは、やむを得ない場合を除きほとんど習慣になっている。	・朝礼等での声掛け。 ・同乗者間の注意。
エコドライブ:積載物の確認	永田	・朝礼等での声掛け。 ・荷物を積み過ぎない。 ・出発前2人以上で荷物の落下防止の確認をする。	○	・各車両の工具等の把握(台帳をつくる)をして、つねに整理整頓を心掛ける。 ・走行中の落下がなく、しっかり確認できている。	・朝礼等での声掛け。 ・荷物を積み過ぎない。 ・出発前2人以上で荷物の落下防止の確認をする。
車両の低公害車への買い替え	社長	・車両の買い替え時に低公害車へ買い替える。	○	・高所作業車 中古購入	・車両の買い替え時に低公害車へ買い替える。
◎ 廃棄物排出量削減					
混合廃棄物の廃棄量の削減 電線くずなども捨てない	菅沼 石田	・朝礼等での声掛け。 ・分別状況の確認と指導によって、混合廃棄物の量を減らす。	△	・BOXの中を確認するとプラスチックや電線等の廃棄物が入っているため、リサイクルできるものは分別したい。	・朝礼等での声掛け。 ・リサイクルBOXに分別を意識する看板を掛ける。
廃棄物委託業者の会社訪問 年一回委託先訪問	永田(事務)	・毎年6月～8月に廃棄物委託業者へ訪問する。	○	・6/25に訪問しました。	・毎年7月下旬まで訪問する。
産業廃棄物管理表交付等状況報告	永田(事務)	・6月に交付状況報告書の提出をする。	○	・5/11に交付状況報告書の提出。	・6月に交付状況報告書の提出をする。
一般廃棄物:事務所内ゴミの分別	永田(事務)	・朝礼等での声掛け。 ・種類別に用意したゴミ箱へ、各自が分別する。 ・古紙、段ボールはリサイクル業者へ。	○	・一般廃棄物の分別までできている。	・朝礼等での声掛け。 ・種類別に用意したゴミ箱へ、各自が分別する。 ・古紙、段ボールはリサイクル業者へ。
◎ 排水量削減					
事務所内:蛇口をこまめにこめる	永田(事務)	・朝礼等での声掛け。 ・張り紙をして意識を高める。	○	・蛇口をこまめに閉めることは習慣づいている。	・朝礼等での声掛けや張り紙をして意識を高める。
敷地内:畑の水等の出しっぱなしに注意する	会長	・帰る前に確認する。	○	・畑の水やり等に注意できている。	・今後も注意する。
◎ 化学物質の適正管理					
塗料の数量確認と保管	永田(事務)	・塗料置き場の整理整頓、廃塗料を処分する。 ・成分の確認をして、PRTR該当物質の使用量の把握をする。	○	・廃塗料は固めて処分している。 ・SDSを取り寄せ、PRTR該当物質の確認ができている。	・取扱い量が少ないが、塗料等を使用する際には、成分の確認をする。 ・塗料購入時に確認する。
トランス工等工事等のPCB検査	菅沼 石田	・PCB検査を行い、適正に処理する。	○	・PCB検査9回。適正処理。	・PCB検査を行い、適正に処理する。
◎ グリーン購入					
再生紙やグリーンマーク商品購入と集計	永田(事務)	・カタログからグリーンマーク商品を購入。	○	・グリーン購入用品3項目増えました。	・カタログからグリーンマーク商品を購入。
コピー用紙の削減:裏紙使用	永田(事務)	・裏紙使用のプリンターを使用。	○	・裏紙使用のプリンターがあるので、無駄がなくていい。	・裏紙使用のプリンターを積極的に使用する。
工用品のグリーン購入	社長 菅沼	・工具台帳を作成する。	△	・工具台帳は作成しました。	・工具台帳を見やすくする。
◎ 環境コミュニケーション					
環境活動:ボランティアへの参加	社長 永田(事務)	・地域の奉仕活動に積極的に参加する。 ・従業員によるクリーン作戦を実施する。	○	・9/23従業員による杉谷地区クリーン作戦を実施した。	・地域の奉仕活動に積極的に参加する。 ・従業員によるクリーン作戦を実施する。
◎ 社員教育					
必要な安全教育・講習に参加	社長 永田(事務)	・必要な安全教育、講習に積極的に参加する。	○	・必要な安全教育、講習に積極的に参加している。	・引き続き・・・ ・必要な安全教育、講習に積極的に参加する。
社内環境掲示板による環境情報の提供	永田(事務)	・取組状況を環境掲示板を使って従業員に知らせる。	○	・掲示板を利用して取組状況を従業員に知らせている。	・取組状況を環境掲示板を使って従業員に知らせる。
緊急対応実地訓練	永田(事務)	・8月にオイル漏れ・地震・消火訓練を行う。	○	・8/5、9/29に環境関連緊急事態対応訓練を行いました。	・8月にオイル漏れ・地震訓練を行う。
◎ エコアクション21関係					
エコアクション21書類審査	社長 永田(事務)	・8月～9月初旬に更新・中間審査を受ける。	○	・7/29に第七回更新審査を受けました。 総合判定「グッドライズに適合」	・2019年2月に更新審査(5月)を申し込む。 ・2019年度からガイドライン2017年版で作成する。
その他申請	永田(事務)	・定期的な申請等、順次提出する。	○	・定期的な申請等、順次提出している。	・引き続き・・・ ・定期的な申請等、順次提出する。
環境負荷の集計・法令チェック等	永田(事務)	・環境負荷の記録と集計。 ・定期的に法令チェックをする。	○	・環境負荷の記録と集計までできている。 ・法令チェック済	・環境負荷の記録と集計。 ・定期的に法令チェックをする。

11.代表者による全体の評価と見直し



「代表者による全体の評価と見直し」の結果		記入者氏名	中村 共孝
		作成年月日	2020年9月30日
代表者による全体の評価と見直しの指示	2019年度 全体評価・コメント (環境経営システムの有効性・環境への取組の適切性等)	今期は新型コロナウイルス感染拡大の影響が心配されましたが、完成工事高3億円を超え昨年度より9%増となりました。 1年間東部(富士、御殿場)の現場に通ったことにより、ガソリン・軽油購入量が25%増加し、それにより二酸化炭素排出量も25%増加となりました。完成工事高比でも13%増となり、今後も東部の現場での工事が予定されているので、ガソリン・軽油購入量の削減への対策が必要となります。 廃棄物排出量76%増となりましたが、改装工事が多くあり廃棄物の増加につながったと思われます。 資源投入量42%増も規模の大きな工事によって電線投入量も増加につながるからと思われます。 従業員の環境への意識と取組、顧客へのサービス向上、経費削減の取り組みは例年通りであったと思います。今後は環境への取組、環境経営システムが有効となるには、工事高・工事場所を鑑みての対策が必要だと思えます。 2020年度は、ガイドライン2017年度版を基に、社内としては、日々のコミュニケーション、システム明確化、従業員の意欲向上及び環境への取組の意識・重要性等の教育、経費削減に取り組みます。社外としては、省エネ関連設備の提案、サービスの向上及び積極的なボランティア活動の実施に取り組みます。	
	見直し項目		見直し後の指示事項等
	1. 環境経営方針	有 ・ ☒ 無	
	2. 環境経営目標	有 ・ ☒ 無	
	3. 環境活動に関する組織	有 ・ ☒ 無	
	4. 環境経営計画の内容と取組	有 ・ ☒ 無	現行の取組を継続し、下記の点について注意して取り組む 1. 遠方工事が増えたことによるガソリン使用量・荷物の積み過ぎに注意しエコドライブを心がける。 2. 新たに増えた項目の管理を創意工夫し、より良い改善に取り組む 3. ミーティングに安全パトロールを追加し情報共有、安全意識向上に努める。 4. 倉庫内の整理整頓に努める。
	5. その他(外部への対応等)	有 ・ ☒ 無	省エネ設備の提案を積極的に行い、クリーン作戦等を通して地域とのコミュニケーションに努める。

株式会社中遠電気

代表取締役

中村 共孝

